

## 令和6年度 守口市ものづくり企業人材確保支援事業

### (もりクルート事業) 参加企業募集要項

#### 1 守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)の目的

守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)(以下「もりクルート事業」といいます。)は、若者人材が、本市のものづくり企業に対して関心を持つとともに、ものづくり企業の事業内容や職場環境についての理解が深まることで、実際に就職活動を行う際、本市のものづくり企業が第一志望となることを目指し実施するものです。

#### 2 募集企業

市内に事業所を有し、「4 もりクルート事業内容」の(1)～(5)に参加可能なものづくり企業

※ものづくり企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者である会社(ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の4第17項各号に掲げる法人及び国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を除く。)又は個人事業主であり、かつ製造業(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する大分類一E製造業に分類される事業をいう。)を主として営んでいる事業者

#### 3 募集企業数

12社程度

#### 4 もりクルート事業内容

##### (1) インターンシップ事業

###### ① インターンシップ事業概要

参加企業が1日又は数日、参加学生を対象に、就業体験を提供し、実際の業務や働く体験を通して業務内容やものづくり企業への理解を深めることを目的とする事業。本市は、参加学生の受付を担い、両者のマッチングを行います。

###### ② インターンシップ実施時期

令和6年8月1日（木）から3月14日（金）までのうち、市と協議の上、参加企業が受入れ可能な1日又は数日

※学生の休みをヒアリングし、日程調整します。

###### ③ インターンシップ実施費用

インターンシップの実施にあたり必要となる物品や昼食等の調達、インターンシップ中の万一の事故に対応するための傷害保険等の加入に要する費用は、市が負担します。手続き方法は、後日ご連絡致します。

※上限あり

##### (2) ものづくり企業紹介リーフレット等作成事業

###### ① リーフレット等作成事業の概要

ものづくり企業への理解の促進や認知度向上を図るとともに、学生のインターンシップやバスツアーへの参加意欲を高めるため、リーフレットを作成し配布します。

###### ② リーフレット等作成時期

令和6年5月上旬～7月上旬

※上記期間で社員へのインタビューや企業の魅力等をヒアリングする予定です。

###### ③ リーフレット配布先

大阪府立の全ての工業科の高校、就職率の高い普通科の高校及び守口市近郊の大学等

※昨年度は、34校に対して、2,300部配布

###### ④ ポスター及びシールステッカーの作成

本事業を効果的に実施するため、リーフレットの作成と併せて、ポスター及びシールステッカーを作成します。このポスターとシールステッカーは、令和6年度以降も利用できる普遍的なデザインとし、これらを参加企業に配布することで、もりクルート事業参加企業の輪を広げていきます。

(3) SNSによる情報発信事業

① SNSによる情報発信事業の概要

ものづくり企業の普段の職場の様子等を見える化するため、学生の利用率が高い SNS を活用し、参加企業がもりクルート事業公式 X(旧 Twitter) で発信します。

② SNSによる情報発信期間

令和6年8月上旬～令和7年3月31日(月)

※1週間に1企業が交代で担当します。



(4) バスツアー事業

① バスツアー事業概要

求人票やリーフレットだけではわからない、ものづくりの現場ならではの気づきの獲得を目指し、ものづくり企業をバスで巡り、工場見学や職場座談会を実施します。

② バスツアー事業実施方法(予定)

以下の実施方法で、ものづくり企業訪問バスツアー事業を実施します。なお、実施方法等の詳細な内容については、守口市近郊の高等学校等と協議の上、ものづくり企業訪問バスツアー事業を効果的に実施できるように調整します。

	公募方式	学校連携方式
実施内容	市が学校等に周知を行い、参加学生を広く募集する。	市が学校等と連携し、学校行事として実施する。
総参加者数	25人程度	70人程度(1回)
実施回数	1回	2回
実施時間	午前・午後	午後
実施場所	参加企業12社を2グループに分け、参加者1人あたり6社を訪問します。	参加企業12社を6グループに分け、参加者1人あたり2社を訪問します。

※1回当たり、10人程度で訪問する予定です。

③ バスツアー実施時期

ア 公募方式

令和6年7月24日(水)から令和6年7月31日(水)までのうち、市が指定する1日

※学生の夏休みを想定

イ 学校連携方式

令和7年1月～3月の平日で、学校と調整し、決定した日

(5) 就職情報交換会開催事業

① 就職情報交換会開催事業概要

本就職情報交換会は、参加企業による企業紹介、各ブースでの名刺交換会及び質問会の二部制で実施します。

ア 参加企業による企業紹介

参加企業が、事業内容や自社のPR、現在の人材募集状況等の情報を紹介。

イ 各ブースでの名刺交換会及び質問会

参加校が会場に設置している各ブースに分かれ、参加企業がそれぞれのブースを回り、名刺交換や意見交換等を行う。

② 参加予定学校

守口市近郊の高等学校

③ 実施時期及び実施時間

令和6年5月7日・14日・21日・28日のいずれかの14時以降  
(2時間30分程度を予定)

5 申込方法

市ホームページに掲載する令和6年度守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)参加申込書※に必要事項を記入の上、直接、郵送又はメールで守口市市民生活部地域振興課へ提出してください(ただし、令和6年5月1日(水)必着)

※「守口市 もりクルート」で検索するか、下記二次元コードをご参照



(1) 提出先

住所 〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5  
守口市 市民生活部 地域振興課(守口市役所5階)

メール [Mori\\_chiikishinko@city-moriguchi-osaka.jp](mailto:Mori_chiikishinko@city-moriguchi-osaka.jp)

(2) 受付時間 平日午前9時～午後5時30分(土・日・祝日を除く)

6 もりクルート事業の留意事項

- (1) 本事業は、①インターンシップ事業②ものづくり企業訪問バスツアー事業③ものづくり企業紹介リーフレット作成事業④SNSによる情報発信事業⑤就職情報交換会開催事業を一つのパッケージとし、ものづくり企業の人材確保を多角的に支援するものです。①～⑤の全ての事業に参加する必要があります

ます。

- (2) 本事業の参加学校に対して、求人をお願い致します。
- (3) インターンシップ事業及びものづくり企業訪問バスツアー事業の実施中の担当者を任命し、参加学生の安全を確保しつつ適宜助言・指導を行っていただきます。
- (4) インターンシップ事業及びものづくり企業訪問バスツアー事業実施中、事前選考に繋がるような質問等、参加学生に対して、採用に関する活動は行いません。また、事業に必要な範囲を超えて、参加学生の個人情報を取得しません。
- (5) インターンシップ事業及びものづくり企業訪問バスツアー事業の実施において、知り得た個人情報を紛失し、または他に漏らすことのないよう、機密保持に万全の注意を払います。

## 7 問合せ先

守口市市民生活部地域振興課 担当 大路（おおじ）、満永（みつなが）

〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5

電話 06-6992-1490（直通）

FAX 06-6998-0345